二三一―登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件　三〇　七
二三五　登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録の件　三〇　七
二三六　標準倉庫寄託約款（甲）　三〇　二七
二三七　標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）　三〇　二三
二三八　標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）　三〇　二三
二三九―砂防法第二条の土地を指定する件　三〇　二六
二四二　**○国土交通省、環境省**
一　資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件　二八　一
二　給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件　二八　四
**○観光庁**
一　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　二七　五
**○海上保安庁**
一　古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示　五　二
二　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　二〇　一八〇
三　航路標識に関する件　二一　三
〃　二一　一一
五　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　三〇　二七
**○環境省**
一　浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の一部を改正する件　八　二
二　自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する告示　九　八四
三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　一五　二

四　福島県双葉郡内の認定特定帰還居住区域復興再生計画に従って行う土壌等の除染等の措置に係る事項を告示する件　一九　六
五　水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件　二八　六
六　生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二九　一三
七　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二九　一五
八　大気の汚染に係る環境基準（昭和四十八年五月環境庁告示第二十五号）の一部を改正する件　三〇　一〇
**○防衛省**
一―海上における射撃訓練を実施する件　七　四
九　自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　七　五
一〇―海上における射撃訓練を実施する件　二一　九
一五　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が決定された件　二二　五
一六　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件　二三　八
一七　海上における射撃訓練を実施する件　二六　八
一八―海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二六　八

二一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二六　九
**○防衛装備庁**
一　海上における射撃試験について　七　六
**○東北地方整備局**
一　道路に関する件　七　六
二　都市計画に関する件　一四　四四
三　道路に関する件　二〇　四五
四　〃　二七　五
五　都市計画に関する件　二九　三
六　〃　二九　一五
七―都市計画に関する件　三〇　二元
一一　道路に関する件　三〇　二元
**○関東地方整備局**
一　都市計画に関する件　五　六
二　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査業務廃止の件　五　六
三　都市計画に関する件　二六　九
四　道路に関する件　二七　五
五　都市計画に関する件　二九　四
六　道路に関する件　三〇　二元
七　都市計画に関する件　三〇　二元
八　道路に関する件　三〇　二元
九―道路に関する件　三〇　二元
**○北陸地方整備局**
一　都市計画に関する件　九　七
二　〃　二一　一〇
**○中部地方整備局**
一　道路に関する件　五　六
二　〃　六　五五
三　〃　七　六
四　〃　一五　六
五　〃　二三　八
六　都市計画に関する件　二六　九
七　道路に関する件　三〇　二元
八　**○近畿地方整備局**
一　道路に関する件　九　七
二　〃　二二　七
三　大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二八　七

一　**○中国地方整備局**
二　道路に関する件　八　八
三　〃　九　七
四　〃　一四　五
五―〃　三〇　二元
七　**○四国地方整備局**
一　道路に関する件　二三　八
二　〃　二七　五
**○九州地方整備局**
一　道路に関する件　七　六
二　都市計画に関する件　八　八
三　道路に関する件　八　八
四　〃　一六　八
五―〃　一九　八
八　**○北海道開発局**
一　道路に関する件　一六　六
二―九―〃　三〇　二〇
一一　道路に関する件　一六　六
一二　**○最高裁判所**
一　民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を告示する件　二九　四
二　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準を告示する件　二九　五